

平成30年度 第2回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成30年5月10日(木)午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (27人)

1番 原 卓己君	2番 中村克則君
3番 勝亦慶徳君	4番 芹澤行雄君
5番 田代眞吾君	
8番 勝又秀一君	10番 芹澤高雄君
11番 杉山正一郎君	12番 勝又俊治君
13番 杉山照信君	14番 根上豊君
15番 高村盛司君	16番 野村進吾君
17番 土屋好勝君	18番 水口光一君
19番 田代壽信君	20番 芹澤賢治君
	22番 土屋耕一君
23番 土屋多嘉雄君	24番 鈴木良逸君
25番 勝間田喜晴君	26番 野木美佐雄君
27番 佐藤一吉君	28番 鎌野哲夫君
29番 根上守人君	30番 滝口勉君
31番 勝又義美君	

欠席委員 (2人)

7番 勝又英夫君	21番 鈴木末廣君
----------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 報 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について  
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の決定について
- 8 議案第10号 平成29年度の活動の点検・評価の決定について  
議案第11号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

勝又 俊次      井上 裕次      浅水 隆司      鈴木 愛      杉山 啓介

## 会議の概要

事務局長

ただ今から平成30年度第2回総会を開会いたします。

本日は、7番 勝又英夫委員、21番 鈴木末廣委員が欠席でございますが、過半数の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 5番 田代眞吾委員、8番 勝又秀一委員を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。

報第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第2号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。5月10日報告。今月の4条報告は1件でございます。

(番号1について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

報第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第3号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。5月10日報告。今月の5条報告は3件でございます。

(番号1～3について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。5月10日提出。今月の3条は3件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 1,851 m<sup>2</sup>

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 24.27 m<sup>2</sup>

営農型太陽光発電設備 (変電設備) 位置変更のため譲渡人より借り受けるものです。

なお、当初の設置予定場所についてはこの3条での申請、変更後の場所については、議案第8号の農地法第5条での申請となっております。別紙として簡略図を配布しておりますので参考にご確認ください。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 802 m<sup>2</sup>

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号1～3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

16番委員

番号1ですが、5月2日、譲渡人とは電話にて、譲受人とは自宅にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いありません。

内容についてですが、譲渡人は申請地である農地の耕作については、近隣の認定農業者に委託してはいますが、相続によって所有しているということもあり、管理という点では全く出来ないというような状況でありましたところ、経営規模拡大を考えていた譲受人との話し合いがまとまり、譲受人が買い受けるための申請です。

効率的利用についてですが、取得する農地は自宅から車で1～2分程度のところにあります。農業従事者は本人を含め4名で、経験も十分、農機具もそれぞれ所有しており、効率的に管理ができると思われま。

耕作管理計画ですが、取得する農地は、現在、先程も言いましたけれど、近くにいられる認定農業者が水田として耕作しておりまして、当分の間は引き続き同様に耕作するそうです。また、この認定農業者が耕作しなくなった場合は、譲受人が自ら耕作するということでした。

その他の許可要件については、すべて適合しております。  
以上でございます。

事務局

番号2ですが、担当委員が欠席のため、調査書の内容について事務局が代読させていただきます。

5月2日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容についてですが、譲受人が設置する変電設備の位置が、当初の申請内容と工事後の設置場所が異なっていたため、是正すべく今回申請するものです。今回、修正のために新たに地主の方と協議の結果、賃貸借料等、現状のままで和解されたとのこと。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

30番委員

番号3ですが、5月2日、譲受人とは現地にて、譲渡人とは電話にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容については、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人が耕作管理に手が足りず困っていた農地を買い受けるための申請です。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

5番委員

参考のために教えてください、番号2のソーラーの関係のところなのですが、別の機関で取り上げたりすることなので、口を挟むところではないのかもしれないのですが、この関係は、全体の土地利用でもって、何か話というか条件というものは、具体的に出ているのですか。土地利用は、事務局長は土地利用委員会のところには出席されないのですか。

事務局長

土地利用委員会の幹事会のほうに私のほうが出席して、この案件も承って審議しております。

5番委員

すでに土地利用のところは、このところは先般ですよね、ここ、通過して、土地利用も通過したということですか。

事務局長

本日の、後から修正されました申請地も含めて、全体にわたり土地利用委員会の幹事会及び土地利用委員会、通っております。その中の変更ということでございます。

5番委員

土地利用のほうからは、うちのほうが何らそれを気にしないで、通過させていいという判断でいいですよ、土地利用のほうからは何にも話は見えていないことですよ。

事務局長 土地利用委員会のほうは、この筆、新しい筆を含めて全部案件として通っておりますので、土地利用の中では、特に変更もないですので大丈夫かと思えます。

5番委員 納得しました。ありがとうございます。

会長 その他、ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第7号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。5月10日提出。今月の案件は2件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 289.55 m<sup>2</sup>  
転用内容は、農業用倉庫1棟の建築です。  
農地の区分は、申請地は県の合同庁舎から 300m以内にあるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 1,973 m<sup>2</sup>  
転用内容は、店舗1棟、物置1棟、滅菌装置庫1棟の建築及び駐車場17台の整備です。  
農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

会長 続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

2番委員 番号1ですが、5月6日、申請人と現地にて調査いたしました。  
転用理由については、現在しようしている倉庫が老朽化したために、新しい倉庫を建てたいということで今回の申請となりました。今まで使っている倉庫ですが、昔の鳥小屋、鶏舎ですね、それを利用してまして、新しい倉庫ができた後にはその倉庫は取り壊して、今使っているところは農地として今後、新しく使うということを聞いております。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

18番委員

番号2ですが、5月5日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容にも間違いはありません。

転用理由についてですが、今回の申請は、現在隣接地に自己所有の板妻地区内の農家の農産物販売施設がありますが、貸店舗の建設を行い、譲受人に賃貸し、生活の安定を図るための申請です。国道469号線と市道4571号線の交差点の角地に位置し、通行車両も多く、コンビニエンスストアの立地には最適と考えて計画したものだそうです。転用のための農地は現在田んぼとなっていますが、未耕作地となっていました。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

この滅菌装置庫というのは何ですか？

事務局

一応、消毒用の装置、少し名前は仰々しいのですが、消毒といえますか、食物を入れておく食品庫のようなものだということで伺っております。

会長

他に、ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第8号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。5月10日提出。今月の案件は5件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用貸借により自己用住宅1棟及びカーポート1棟の建築です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 24.27 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借により、営農型太陽光発電設備(変電設備)の設置、平成32年10月11日までの一時転用です。

なお本議案は、先程、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について 整理番号2でご審議ご承認いただいたものに伴う案件となりますが、当初、駒門849番のみに設置予定であった変電設備を駒門849番及び隣接地の850番にまたがって設置をしたため、位置変更のための申請になります。申請の概要につきましては、別紙として簡略図を配布しておりますのでご参照ください。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されますが、営農型太陽光発電設備のための一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 299 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用貸借により自己用住宅1棟の建築です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 24 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用貸借により自己用住宅敷地の拡張です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 田 299 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用貸借により自己用住宅1棟の建築です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上でございます。

事務局長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

事務局

担当委員である21番委員から、代読の申し出があったため、事務局が代わりに調査報告を致します。

番号1ですが、5月1日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人がしたものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、現在、譲受人は長泉町の借家に住んでおり、自分の家を建てたく計画しましたが、土地・建物、両方を求めるのは負担が大きいため、家族に相談したところ、譲受人である祖父の土地を借り受けることができるようになり、今回の申請に至ったということです。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

事務局

続きまして、整理番号2の調査報告をいたします。

5月3日、譲渡人とは自宅にて、譲受人とは電話にて調査いたしました。  
申請行為については、本人がしたものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、譲受人は当該申請地を含む一団の農地にて、昨年10月に農地法第3条及び第5条の許可を得て、営農型太陽光発電事業を行っておりますが、変電設備の設置の際、工事施工業者の確認不足により、当初の設置予定からずれた場所且つ隣接地に掛かる場所に設置をしてしまったため、修正するための申請とのことです。土地所有者である譲渡人とは、契約等は現状のまままで和解しているとのことです。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。  
以上でございます。

4番委員

番号3ですが、5月2日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由についてですが、譲受人は家族4名で御殿場市中畑の借家に居住しております。自分の家を建築したく計画いたしましたが、土地・建物を求めるのは負担が大きいため父親に相談したところ、父親が所有する土地を貸してもらえることになりました。また、実家の近くに居住することにより農業の手伝いもできるということで、建築するようになったそうです。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。  
以上でございます。

23番委員

番号4ですが、4月28日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いございません。

転用理由については、自宅の周囲、建て替えた時に入り口の道路が狭かったため、石垣が崩れたということで修理をしようと思ったのですが、ついでに道を広げたいということで今回の申請をされたということでございます。譲渡人と譲受人は親子でございまして、同じ家の同居人で、土地がお母さんの名義で田んぼが息子の名義ということでございます。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。  
以上でございます。

23番委員

番号5ですが、4月28日、申請人双方と電話にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いがないということでございます。

転用理由については、譲受人は譲渡人の次男であり、自宅を建てるために土地を見つけていたところ、相続もあり、親である譲渡人の土地を求めるということでございました。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。  
以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第9号 次のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請がなされたので、委員会の決定に附す。5月10日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 2,109 m<sup>2</sup>

以上でございます。

続いて委員より調査結果の報告を求めます。

5番委員

番号1ですが、申請人のお父さんが昨年ご逝去されまして、それがために相続の関係で納税猶予を受けようとするものです。

5月9日、申請人と現地で調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したことに間違いありませんでした。

当該地については、既に田植えがなされておりまして、正しく農地の状況を満たしております。

相続人としては、農業経営を正しくねじり鉢巻きでやっておりますので、条件を満たしているの見なしました。現在も農業経営をスタートして、農業経営を継続してやっていく意向とのことです。

承認されれば、すぐに必要書類を添付して申告するそうです。

遺産分割協議書も添付されておりまして、遺産分割されています。

以上、被相続人・相続人共に要件を満たしているというような調査の結果です。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第10号 平成29年度の活動の点検・評価の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第10号 平成29年度の委員会活動に関する点検・評価について、別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。5月10日提出。

始めに、この議案の決定を行う経緯について簡単に説明させていただきます。

平成28年4月から農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会は農業委員会事務の実施状況等を公表することとされています。この公表については、農林水産省の通知により、農業委員会は区域内の農地等の利用の最適化の推進その他の事務に関して、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画及び活動の点検・評価の結果を、市のホームページで6月30日までに公表することが適当とされています。このことに伴い、等農業委員会も、昨年度も点検・評価及び活動計画を決定、公表しており、今年度も点検・評価及び活動計画を決定、公表するものになります。

この議案につきましては、4月10日の農業委員会総会及び総会后4月20日までに、農業委員さんにご意見をいただき、本日の農業委員会総会の議決を経て、6月30日までに公表を行うこととなります。

それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

(内容の説明)

以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第11号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第11号 平成30年度の委員会活動に関する目標及び計画について、別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。5月10日提出。

議案書の19ページをお願い致します。

本案も議案第10号と同様に、4月の総会にて当農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について協議をいただいておりますが、総会后4月20日までに修正等のご意見はありませんでしたので、本案を修正することなく、正式な活動計画として決定し、国への報告及び公表してよろしいかをお諮りするものです。なお、本案は4月の総会時と同じものになりますので、項目のみ読み上げさせていただきます。

(内容の読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

その他事務局から報告があればお願いします。

事務局

農業委員会の親睦会費についてですが、毎月集めさせていただいておりますが、親睦会の会計につきましては、監査を4月の農業委員会総会時に行いましたので、報告をさせていただきますと思います。

報告につきましては、農地利用最適化推進委員の研修委員であります土屋多嘉雄委員と佐藤一吉委員にやっていただきましたが、報告につきましては土屋多嘉雄委員のほうからお願いさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

23番委員

監査報告。平成29年度収支会計に関し会計監査を実施したところ、収入支出ともに適正であり、関係書類等についても適正に処理されていることを報告いたします。

平成30年5月10日、監事 佐藤一吉、土屋多嘉雄。

以上でございます。

事務局

ありがとうございました。なお、平成30年3月31日現在の親睦会会費の合計の残高は、4,898,088円となっております。

以上で親睦会会計の監査報告を終わらせていただきます。

事務局

(報告事項)

1. 平成31年度農地利用最適化施策に関する意見及び農業施策に関する要望事項等の

提出について

2. 農業会議情報について
3. クールビスについて
4. 会議等出席依頼（報告）について
5. 次回総会 6月11日（月）午後2時00分 市民会館 3階第7会議室にて

事務局長

それでは、以上をもちまして、平成30年度第2回総会を閉会いたします。

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名人

5番

\_\_\_\_\_

議事録署名人

8番

\_\_\_\_\_